



投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日
2020年11月4日

グローバルESGバランスファンド (為替ヘッジあり) / (為替ヘッジなし) 年2回決算型 / 隔月分配型 愛称 : ブルー・アース

グローバルESGバランスファンド (為替ヘッジあり) 年2回決算型

グローバルESGバランスファンド (為替ヘッジなし) 年2回決算型

グローバルESGバランスファンド (為替ヘッジあり) 隔月分配型

グローバルESGバランスファンド (為替ヘッジなし) 隔月分配型

追加型投信 / 内外 / 資産複合

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104 <受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>

●携帯サイト（基準価額等）

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社



ファンド名	商品分類		
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
(為替ヘッジあり) 年2回決算型			
(為替ヘッジなし) 年2回決算型			
(為替ヘッジあり) 隔月分配型	追加型	内外	資産複合
(為替ヘッジなし) 隔月分配型			

ファンド名	属性区分				
	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
(為替ヘッジあり) 年2回決算型					あり (部分ヘッジ (高位))
(為替ヘッジなし) 年2回決算型	その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、 債券、不動産投信) 資産配分固定型))	年2回			なし
(為替ヘッジあり) 隔月分配型			グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ (高位))
(為替ヘッジなし) 隔月分配型		年6回 (隔月)			なし

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

<委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2020年8月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：37兆4699億円（2020年7月31日現在）

この目論見書により行なうグローバル ESG バランスファンドの募集については、発行者である野村アセット マネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2020 年 10 月 19 日に関東財務局長に提出しており、2020 年 11 月 4 日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年 法律第 198 号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

■ ファンドの特色

主要投資対象

世界各国（新興国を含みます。）の株式^{※1}、先進国の企業（金融機関を含みます。）が発行する米ドル建ての社債等^{※2}、米ドル建ての新興国国債等^{※3}、世界各国（新興国を含みます。）の不動産関連有価証券^{※4}を実質的な主要投資対象^{※5}とします。

※1 DR（預託証書）を含みます。DRはDepositary Receipt（預託証書）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※2 期限付劣後債、永久劣後債、優先証券（ハイブリッド証券）を含みます。

※3 国債、政府保証債、政府機関債等を含みます。

※4 世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）および不動産ローン担保証券等に投資するモーゲージREIT等（総称して「REIT」といいます。）ならびに不動産に関連する株式およびETFをいいます。

※5 「実質的な主要投資対象」とは、「ACI ESG グローバル小型株 マザーファンド」、「米ドル建て ESG 先進国社債 マザーファンド」、「米ドル建て ESG 新興国国債 マザーファンド」、「ACI ESG グローバル REIT マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



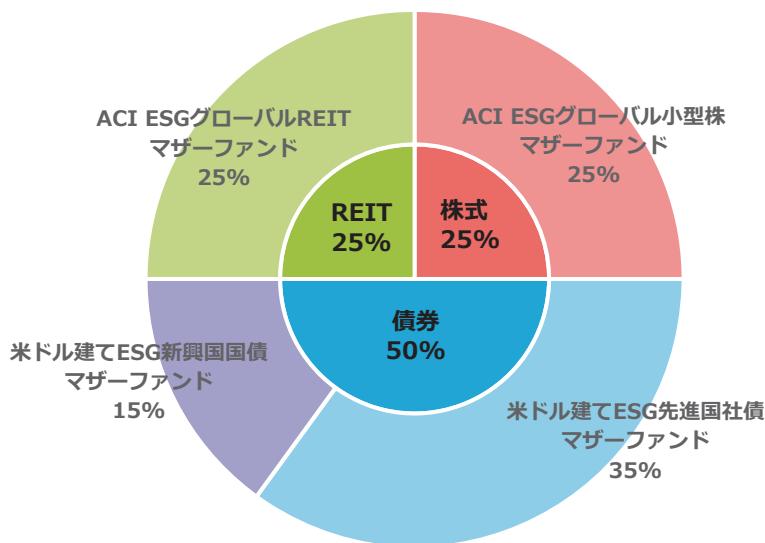
ファンドの目的・特色

投資方針

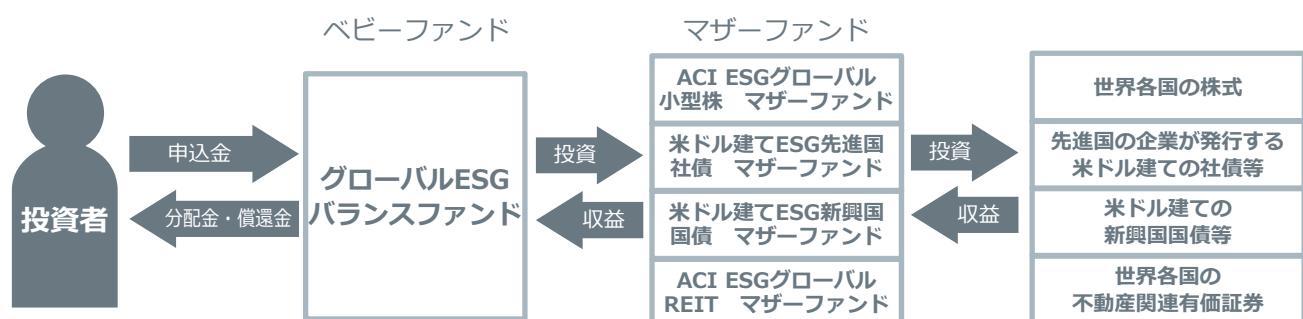
「グローバル ESG バランスファンド」は、分配頻度、為替ヘッジの有無の異なる、4 本のファンドで構成されています。

- 各マザーファンドの運用にあたっては、ESG^{*}の観点から投資する銘柄を決定します。なお、各マザーファンドへの投資比率は以下を基本とします。

※ ESG とは、Environment (環境)、Social (社会) 及び Corporate Governance (企業統治) の総称です。



- 「為替ヘッジあり」においては、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ（先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによっても為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行なわない場合があります。
- 「為替ヘッジなし」においては、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- 効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引をヘッジ目的外の利用を含め実質的に活用する場合があります。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

「ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド」について

- ・信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
- ・世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。
- ・組入銘柄の選定にあたっては、小型株のうち成長の持続性や株価バリュエーション等に着目した分析で上位に位置する銘柄に対し、ESG 等の観点も加えた綿密なファンダメンタルズ分析を行ないます。
- ・効率的な運用を行なうため、ETF を活用する場合があります。
- ・株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

「米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド」について

- ・インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。
- ・先進国の企業（金融機関を含みます。）が発行する米ドル建ての社債等（期限付劣後債、永久劣後債、優先証券（ハイブリッド証券）を含みます。）（「米ドル建て先進国社債等」といいます。）を主要投資対象とします。
- ・ポートフォリオの構築にあたっては、投資時点において BBB 格相当以上の格付（格付のない場合には委託会社が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）が付与されている米ドル建て先進国社債等の中から、環境問題への取り組み等に関する分析に基づき、クレジットアナリストによる定性評価、ESG 評価、信用力、利回り水準等を勘案して投資対象銘柄を決定します。
※格付は、S&P、Moody's および Fitch のいずれかの格付が付与されている場合、最も高い格付を基準とします。
- ・市場環境、流動性等を勘案して、米国国債等にも投資する場合があります。なお、米国国債等については、格付に関わらず投資を行なえるものとします。
- ・ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として概ね 6 年～10 年程度に維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向等を勘案し、委託会社が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲外となる場合があります。
※投資対象となる公社債等のデュレーションには、初回コール償還日が存在する場合は、当該日付までのデュレーションを使用します。
- ・ポートフォリオの平均格付は、原則として BBB 格相当以上とします。
- ・銀行が発行する債券等への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20% 以内とします。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

「米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド」について

- ・安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。
- ・米ドル建ての新興国国債等（国債、政府保証債、政府機関債等を含みます。）を主要投資対象とします。
- ・ポートフォリオの構築にあたっては、投資時点においてB格相当以上の格付（格付のない場合には委託会社が同等の信用度を有すると判断したものも含みます。）が付与されている米ドル建ての新興国国債等の中から、環境問題への取り組み等に関する分析に基づき、ファンダメンタルズ分析、ESG評価、信用力、利回り水準等を勘案して投資対象銘柄を決定します。
※格付は、S&P、Moody'sのいずれかの格付が付与されている場合、最も高い格付を基準とします。
- ・市場環境、流動性等を勘案して、米国国債にも投資する場合があります。なお、米国国債については、格付に関わらず投資を行なえるものとします。
- ・ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として概ね6年～10年程度に維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向等を勘案し、委託会社が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲外となる場合があります。
- ・ポートフォリオの平均格付は、原則としてB格相当以上とします。
- ・国債等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

「ACI ESGグローバルREIT マザーファンド」について

- ・高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。
- ・世界各国（新興国を含みます。）の不動産関連有価証券を主要投資対象とします。
- ・REITへの投資にあたっては、サスティナブル（持続的成長）テーマに着目し、成長力の高いグローバル・リートに投資を行ないます。
- ・組入銘柄の選定にあたっては、世界各投資対象地域の経済、為替相場、不動産市場の見通しに基づくトップダウン・アプローチによる各投資対象地域への配分と、配当水準、配当性向、配成長を評価するための精緻なボトムアップ・アプローチによる個別銘柄選定を組み合わせてポートフォリオを構築します。個別銘柄の分析にあたってはESGの観点も加え、独自のESGテーマに沿う銘柄のみを投資候補銘柄とします。
- ・株式への投資にあたっては、REITが転換したものまたはその性質がREITに類するもの、あるいは不動産事業に関連するビジネスを行なっている企業の株式に限るものとします。
- ・効率的な運用を行なうため、不動産に関連するETFを活用する場合があります。
- ・REITの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

運用の権限の委託

- 各マザーファンドの運用にあたっては、それぞれ以下の委託先に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

	ACI ESG グローバル小型株 マザーファンド	ACI ESG グローバル REIT マザーファンド
委託する範囲	株式等の運用	不動産関連有価証券等の運用
委託先名称	アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク (American Century Investment Management, Inc.)	
委託先所在地	米国 ミズーリ州 カンザスシティ市	

	米ドル建て ESG 先進国社債 マザーファンド	米ドル建て ESG 新興国国債 マザーファンド
委託する範囲	公社債等（ハイブリッド証券を含みます。） の運用	国債等の運用
委託先名称	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド (NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED)	
委託先所在地	英国 ロンドン市	

主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への 投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

分配の方針

1年2回決算型

原則、毎年5月および11月の18日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

※初回は2021年5月18日となります。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



隔月分配型

原則、毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の18日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

※初回は2021年3月18日となります。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。



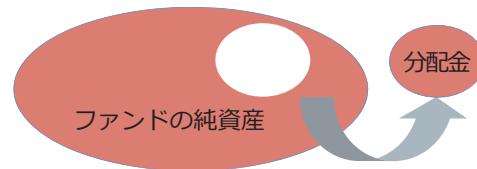
* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



ファンドの目的・特色

◆分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

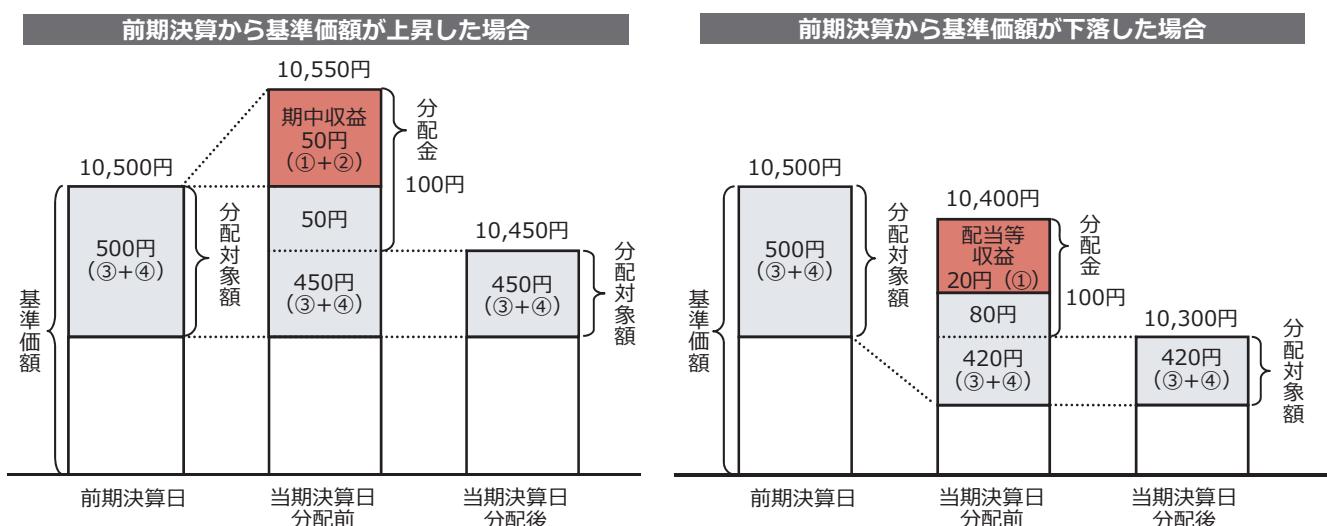


- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示唆するものではありません。

- 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

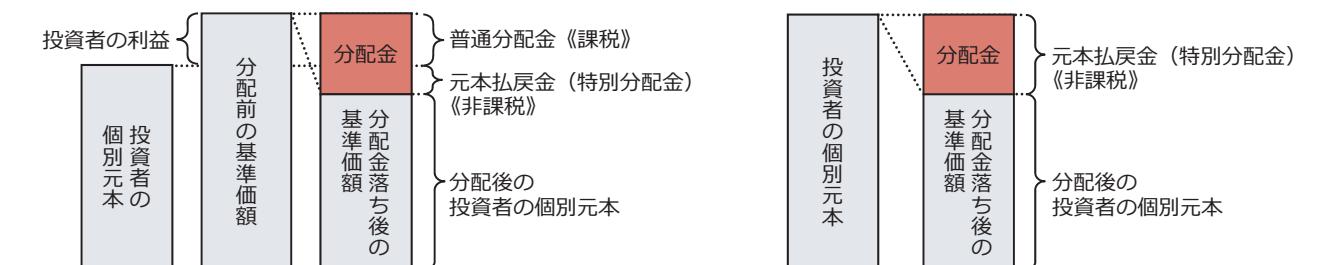
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金 (特別分配金)	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となります。



※投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがつて、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式等に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特に新興国の株式等の価格変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。またファンドは、小型株を中心に実質的に投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。
REIT の 価格変動リスク	REIT は、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的に REIT に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特に新興国の REIT の価格変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。また、モーゲージ REIT については、組入れている不動産ローン担保証券等の価格変動や、組入れている証券を裏付けにしたレバレッジ運用の影響により、一般的な REIT に比べ、価格が大きく変動する可能性が高いと想定されます。
債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特に新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。また、ハイブリッド証券については、一般的に、繰上償還条項が設定されているため、発行体の企業業績、市況動向、制度変更等の事情により、価格が大きく変動する可能性が高いと想定されます。
為替変動リスク	「(為替ヘッジなし) 年 2 回決算型」および「(為替ヘッジなし) 隔月分配型」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特に新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。 「(為替ヘッジあり) 年 2 回決算型」および「(為替ヘッジあり) 隔月分配型」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。なお、一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行なわない場合があり、為替変動の影響を直接的に受けることになります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。



投資リスク

■ その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。
- ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- ハイブリッド証券の弁済順位は、一般的に株式に優位し普通社債に劣後するため、発行体の破綻時における弁済順位が普通社債等優先される債務に対して後順位となります。
- ハイブリッド証券には、設定された繰上償還が実施されなかつた場合に利息や配当が変動になる性質を持つもの等があり、ファンドはそれらにも投資を行ないます。
- 今後、ハイブリッド証券市場において制度変更や新たな規制の導入がある場合には、対象市場が著しく縮小する可能性があります。
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- ファンドは、大型株に比べ相対的に市場の流動性が低い小型株を中心に実質的に投資を行ないますので、ファン
ドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に証券を売買できない場合があります。
- ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となつた場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考查および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考查
投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。
- 運用リスクの管理
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。



投資リスク

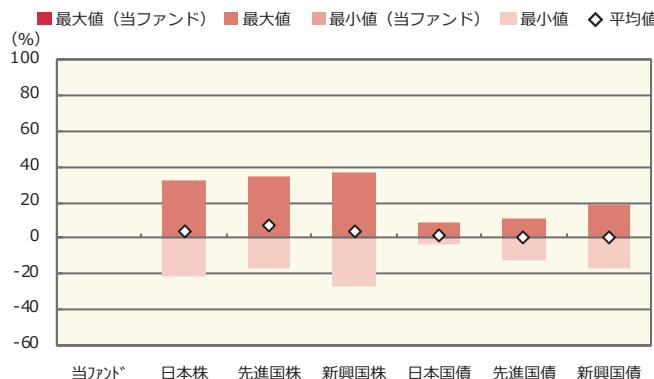
■ リスクの定量的比較 (2015年9月末～2020年8月末：月次)

■ (為替ヘッジあり) 年2回決算型、(為替ヘッジなし) 年2回決算型、
 ■ (為替ヘッジあり) 隔月分配型、(為替ヘッジなし) 隔月分配型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	—	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値 (%)	—	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	—	4.2	6.6	3.2	1.6	0.7	0.3

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2015年9月から2020年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。

*決算日に対応した数値とは異なります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指標>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（株東京証券取引所）の知的財産であり、指標の算出、指値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、（株東京証券取引所）が有しています。なお、本商品は、（株東京証券取引所）により提供、保証又は販売されるものではなく、（株東京証券取引所）は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関しえ切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指標に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指標」とよびます）についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられます。JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットマークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指標スパンサー」）は、指標に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指標に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。
- JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JP Morgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



運用実績 (2020年10月19日現在)

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

■ 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

■ 分配の推移

該当事項はありません。

■ 主要な資産の状況

該当事項はありません。

■ 年間收益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにベンチマークはありません。

- ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	1口単位または1円単位（当初元本1口=1円）
購入価額	【当初申込期間】（2020年11月4日から2020年11月27日まで） 1口あたり1円 【継続申込期間】（2020年11月30日から2022年2月16日まで） 購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購入代金	【当初申込期間】 2020年11月27日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。 【継続申込期間】 販売会社の定める期日までにお支払いください。
購入に際して	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
換金単位	1口単位または1円単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	【当初申込期間】販売会社が定める時間とします。 【継続申込期間】午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	【当初申込期間】2020年11月4日から2020年11月27日まで 【継続申込期間】2020年11月30日から2022年2月16日まで *継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
スイッチング	スイッチングのお取扱いはありません。
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。 ・ニューヨークの銀行　・ロンドンの銀行　・ニューヨーク証券取引所
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2025年11月18日まで（2020年11月30日設定）
繰上償還	各ファンドにつき、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決算日	・年2回決算型：原則、毎年5月および11月の18日（休業日の場合は翌営業日）。初回決算日は2021年5月18日。 ・隔月分配型：原則、毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の18日（休業日の場合は翌営業日）。初回決算日は2021年3月18日。
収益分配	・年2回決算型：年2回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能） ・隔月分配型：年6回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）
信託金の限度額	各ファンドにつき、1兆5000億円



手続・手数料等

公 告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	5月、11月のファンドの決算時、償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。 * 上記は 2020 年 8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.3%（税抜3.0%）以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。
信託財産留保額	換金時に、基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。	
	信託報酬率	年1.705%（税抜年1.55%）
	委託会社 お預りの役務分の（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 年0.75%
	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 年0.75%
	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 年0.05%

【運用の委託先の報酬】

マザーファンド（※1）の運用の委託先である（※2）が受ける報酬は、マザーファンドを投資対象とする投資信託の委託会社が受ける報酬から、2021年11月以降の毎年5月および11月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、マザーファンドの平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に以下の率（※3）を乗じて得た額とします。

（注）上記の文中※1、※2、※3については、下記の表よりそれぞれあてはめてお読みください。

※1	※2	※3
ACI ESG グローバル小型株 マザーファンド	アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク	年 0.700%
ACI ESG グローバル REIT マザーファンド		年 0.450%
米ドル建て ESG 先進国社債 マザーファンド	ノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッド	年 0.435%
米ドル建て ESG 新興国国債 マザーファンド		年 0.170%

その他の費用・手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・外貨建資産の保管等に要する費用
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ファンドに関する租税

等



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

* 上記は2020年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



追加的記載事項

- ファンドの名称について

全てのファンドを総称して「グローバル ESG バランスファンド」という場合があります。

